

# 農林水産現場における対応について

平成25年11月

農林水産省

## 構成

1. 農林水産省の対応
2. 各品目の対応

- ・ 各品目の放射性物質調査結果及び生産現場における取組

- (1) 野菜、果実、茶等の農産物
- (2) 米
- (3) 畜産物
- (4) 特用林産物(きのこ等)
- (5) 水産物

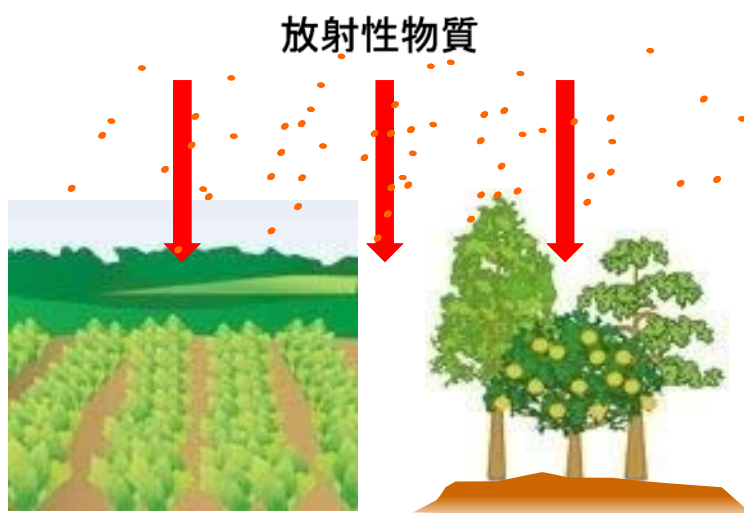
# 農林水産省の対応

- 安全な食品を安定的に供給することが基本
- 関係都県や厚生労働省等と連携

3

## 農産物の汚染経路

- 降下した放射性物質による直接汚染



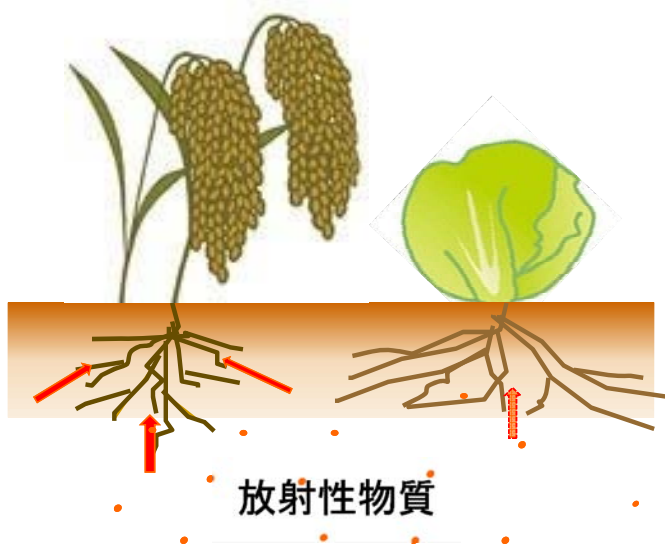
葉物野菜

果樹・茶

事故直後

樹木に付着した放射性物質が果実や新芽に転流

- 農地に降下した放射性物質の根からの吸収

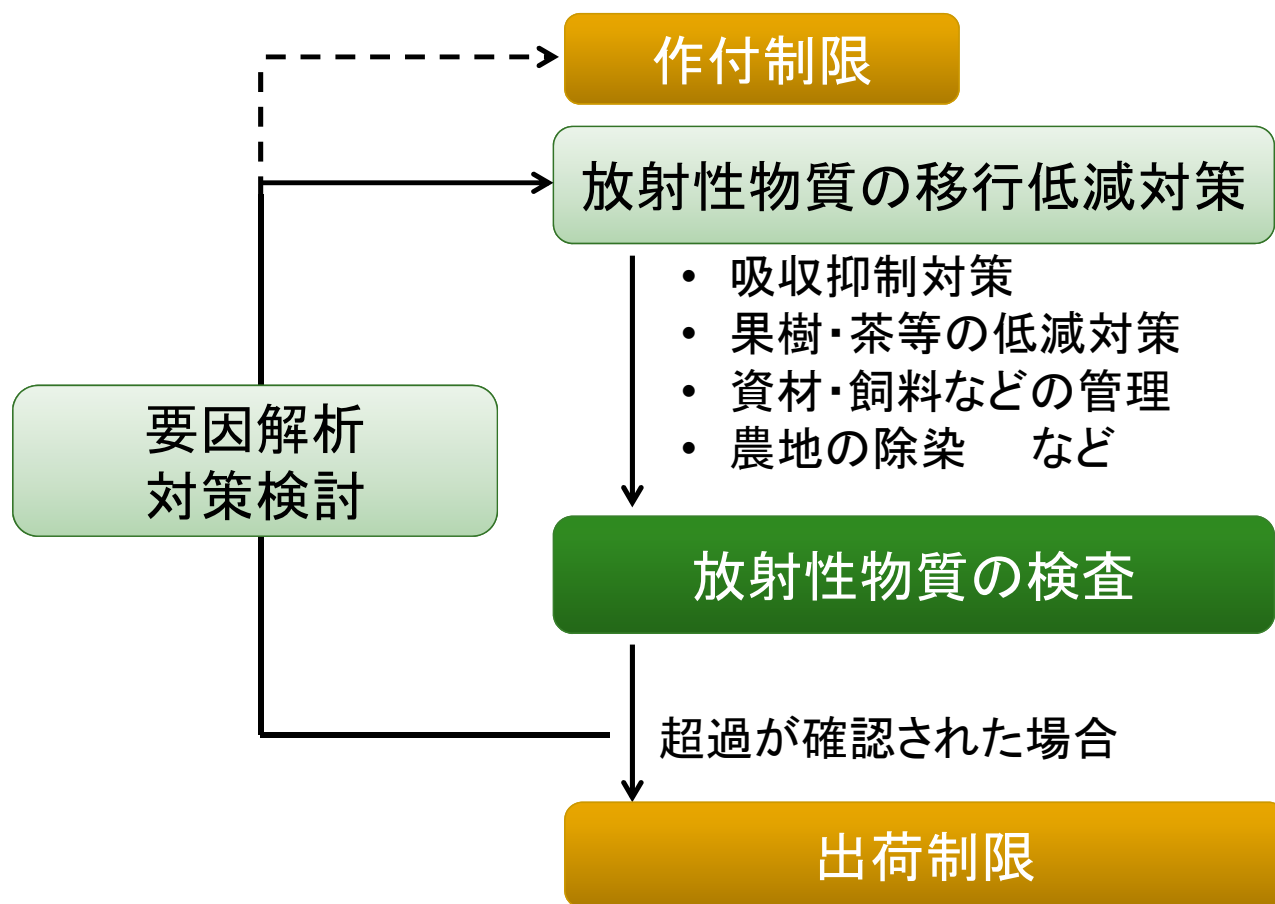


放射性物質

事故後の作付け等

4

# 農産物の放射性物質対策



5

## 各品目の対応

### (1) 野菜、果実、茶等の農産物

6

## 野菜、果実、茶等の農産物の安全確保

- ① 放射性物質を低減する対策の徹底
- ② 収穫後の放射性物質検査
- ③ 検査結果に応じて出荷制限

により安全確保。

7

## 放射性物質の低減対策(果樹)

樹体に付着した放射性セシウムを、樹体表面の粗皮削り、高圧水による樹体洗浄等により低減。

桃の高圧洗浄作業



冬の柿の除染作業



8



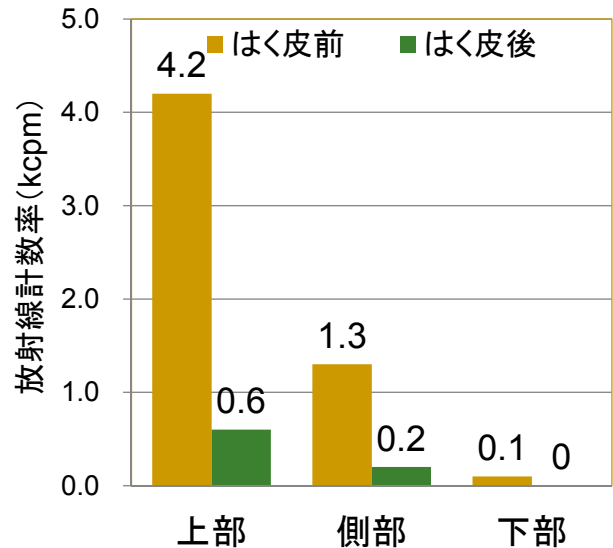
## 粗皮削りの効果(果樹)

- 粗皮があり、これらを取り除くことが可能な果樹(ブドウ、ナシ、リンゴ、カキ)で実施。
- 主幹部と主枝の上部および側部を中心に、専用の削り器具を使用し古くなった樹皮をはく皮。
- 粗皮削りにより、ブドウ及びナシの主枝表面の放射線量が約9割低減。

ナシにおける作業状況



ナシの主枝の処理と放射線量



(福島県農業総合センター 果樹研究所資料より)

9

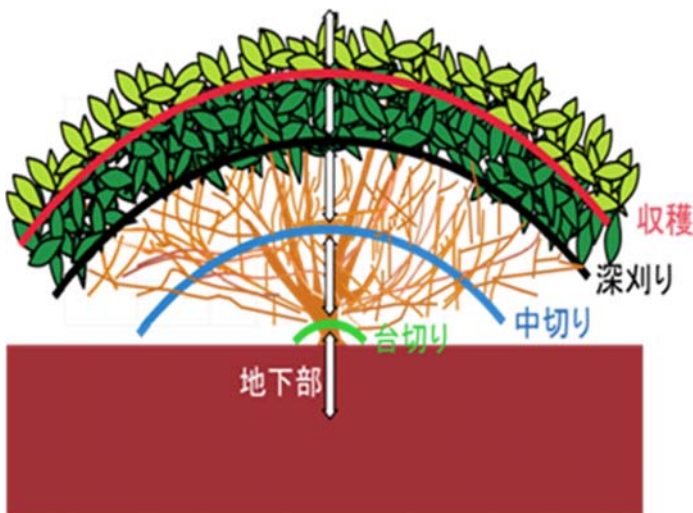
## 放射性物質の低減対策(茶)

葉や樹体に付着し、茶葉に移行する放射性セシウムを、剪定・整枝により低減。

剪定前



剪定後



10

## 農地の除染(表土の削り取り)

農地土壌を薄く削り取り、土壌表層に蓄積している放射性物質を除去



### 表土削り取りの結果 (H23年度、飯舘村)

土壌中の放射性セシウム濃度

除染前: 10,370 Bq/kg

除染後: 2,599 Bq/kg (75%低減)

空間線量率(地表面)の推移

除染前: 7.1  $\mu$  Sv/hr

除染直後: 3.4  $\mu$  Sv/hr (52%低減)

稲収穫後: 1.9  $\mu$  Sv/hr

<参考> 隣接未除染圃場: 5.7  $\mu$  Sv/hr

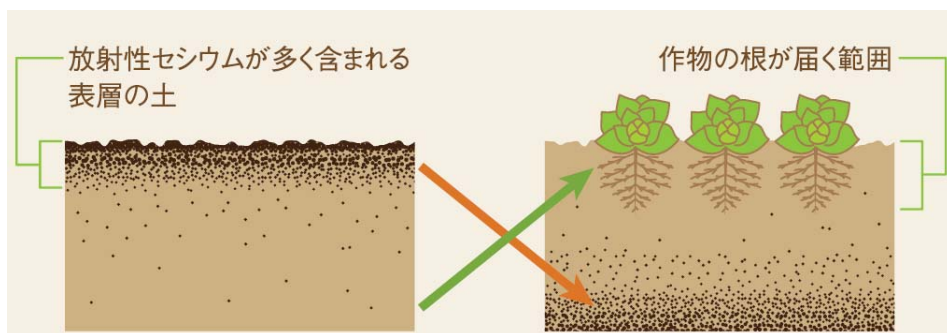
11

## 農地の除染(表層土壌と下層土の反転)

表層土と下層土を反転することで、作物が吸収する層の放射性物質濃度を低減



プラウによる反転耕(30cm)



12

# 農地土壌・資材に関する取組

## 肥料等の対策

- 農地土壌の汚染を防ぐため、肥料、土壌改良資材、培土等の資材の暫定許容値(400 Bq/kg)を設定(※)。
- 各自治体等が検査を行い、許容値を超過するものについては利用の自粛等を実施。

※堆肥等を長期間施用しても、原発事故前の農地土壌の放射性セシウム濃度の範囲に収まるよう設定。食品とは別の観点で設定。

13

## 収穫後の放射性物質検査

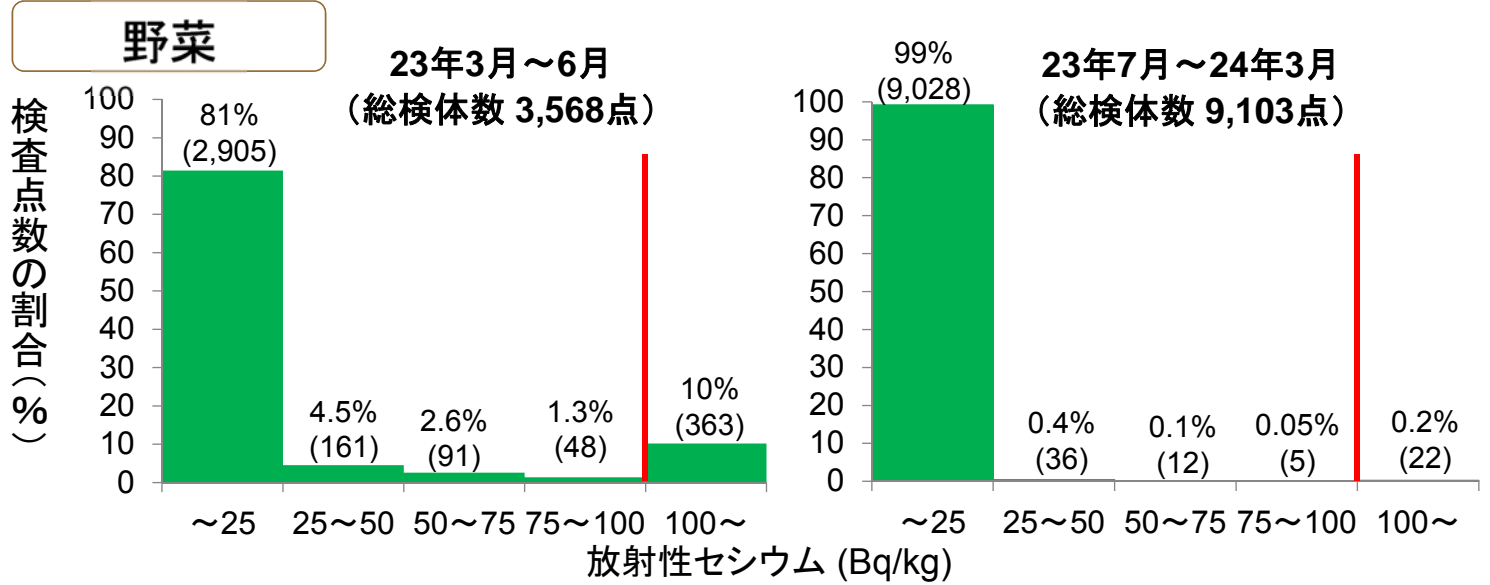
- 検査等のガイドラインを踏まえ各都道府県で検査を実施
  - 過去の検査結果等を踏まえ、放射性セシウム濃度の検出レベルの高い品目・地域について重点的に検査
- 検査のガイドライン(検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方)
    - 検査結果や知見の集積を踏まえて、より適確な検査が行われるよう見直し(平成23年4月4日の制定以来5回見直し)
    - これまでの検査点数:約61万点(この他米の全袋検査1,718万点など)
  - 過去の検査結果等を分析し、基準値を超える可能性が考えられる品目、地域について、特に綿密な検査を実施

14



## 事故直後の放射性物質の付着による影響①

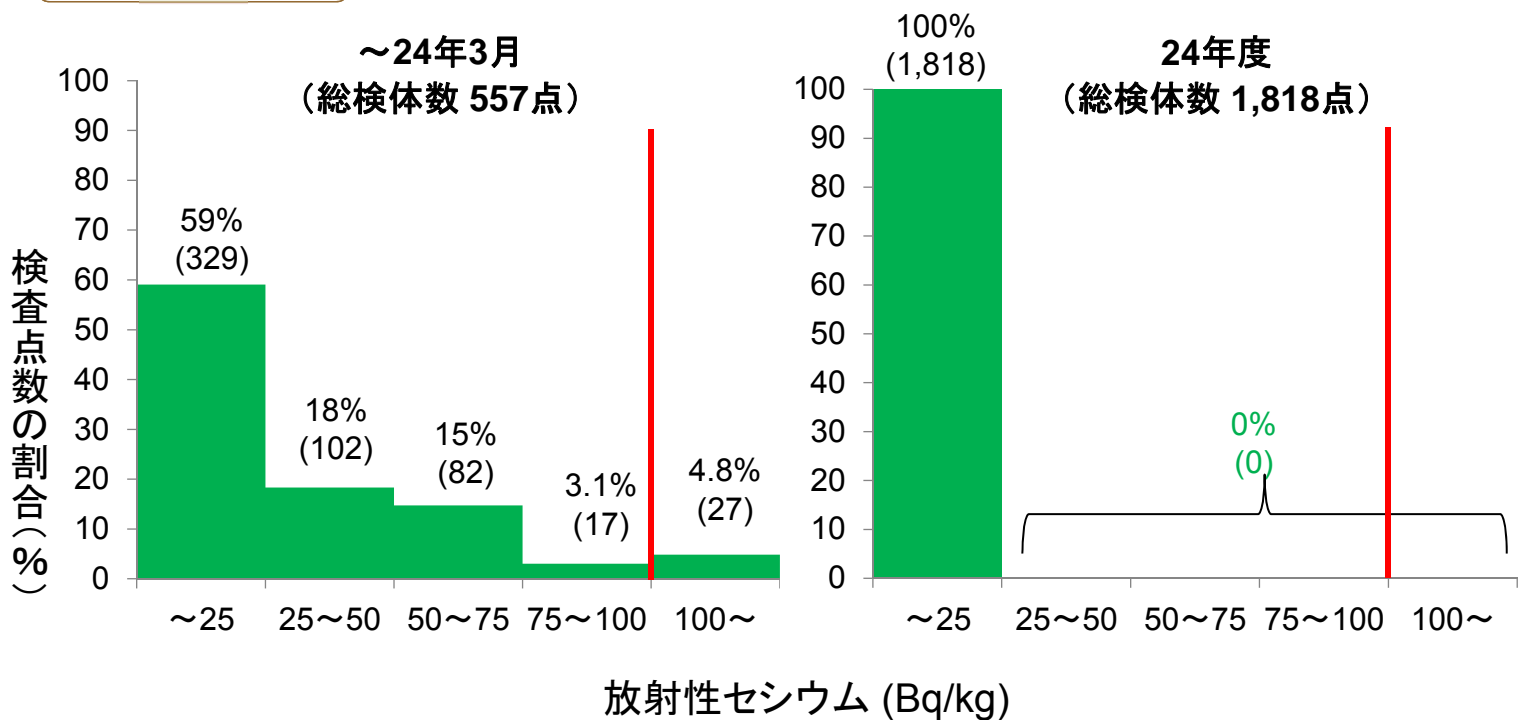
- 野菜や麦等は、事故直後に、放射性物質が生育中の作物に降下・付着したことから、100 Bq/kg超がみられた。
- 事故後に耕起作業をし、栽培した野菜については、基準値超過割合が著しく低い。



(注)・平成25年3月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。  
 ・検出下限値以下は25 Bq/kg以下として集計。

## 事故直後の放射性物質の付着による影響②

**麦**

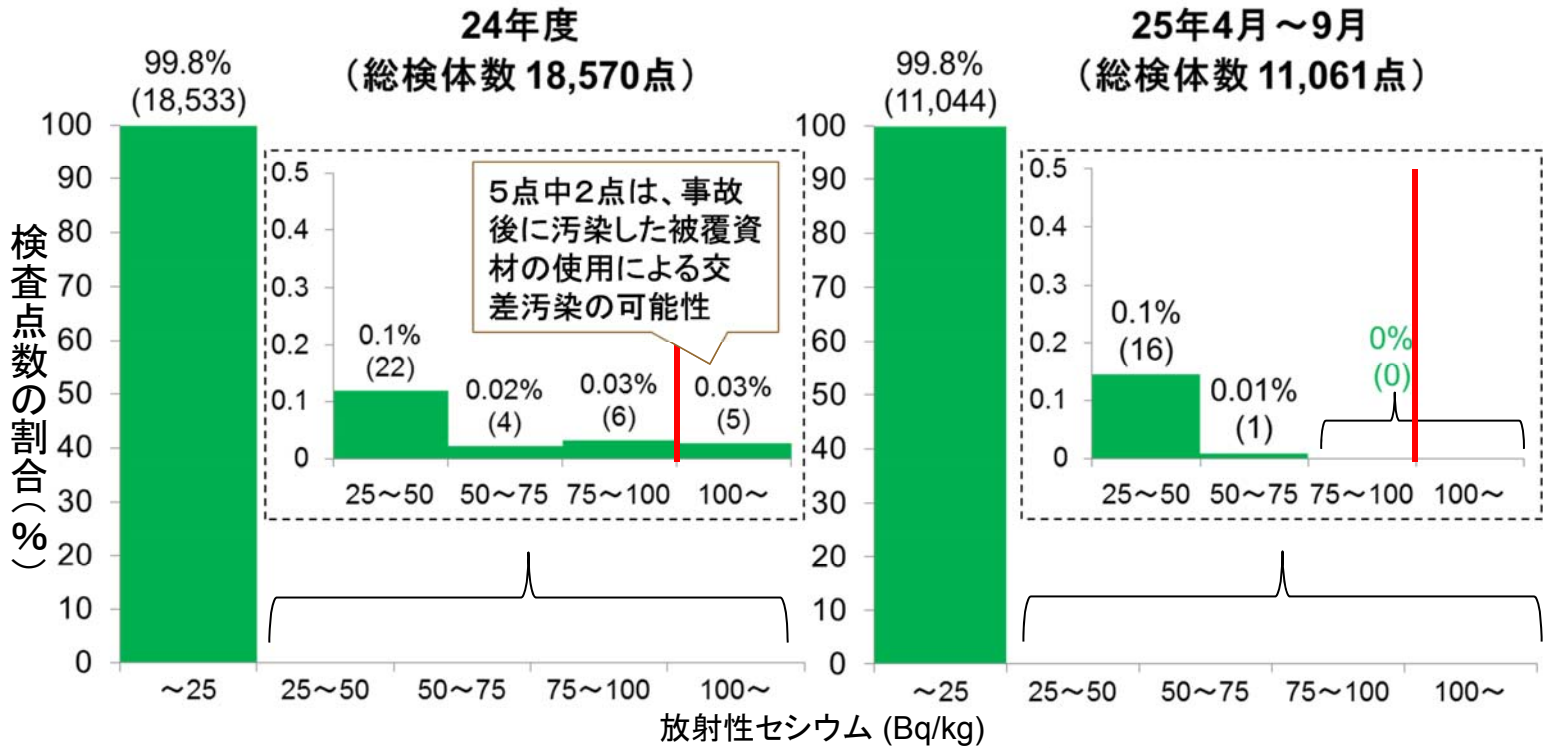


(注)・平成25年3月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。  
 ・検出下限値以下は25 Bq/kg以下として集計。



# 野菜の検査結果の推移(～平成25年9月)

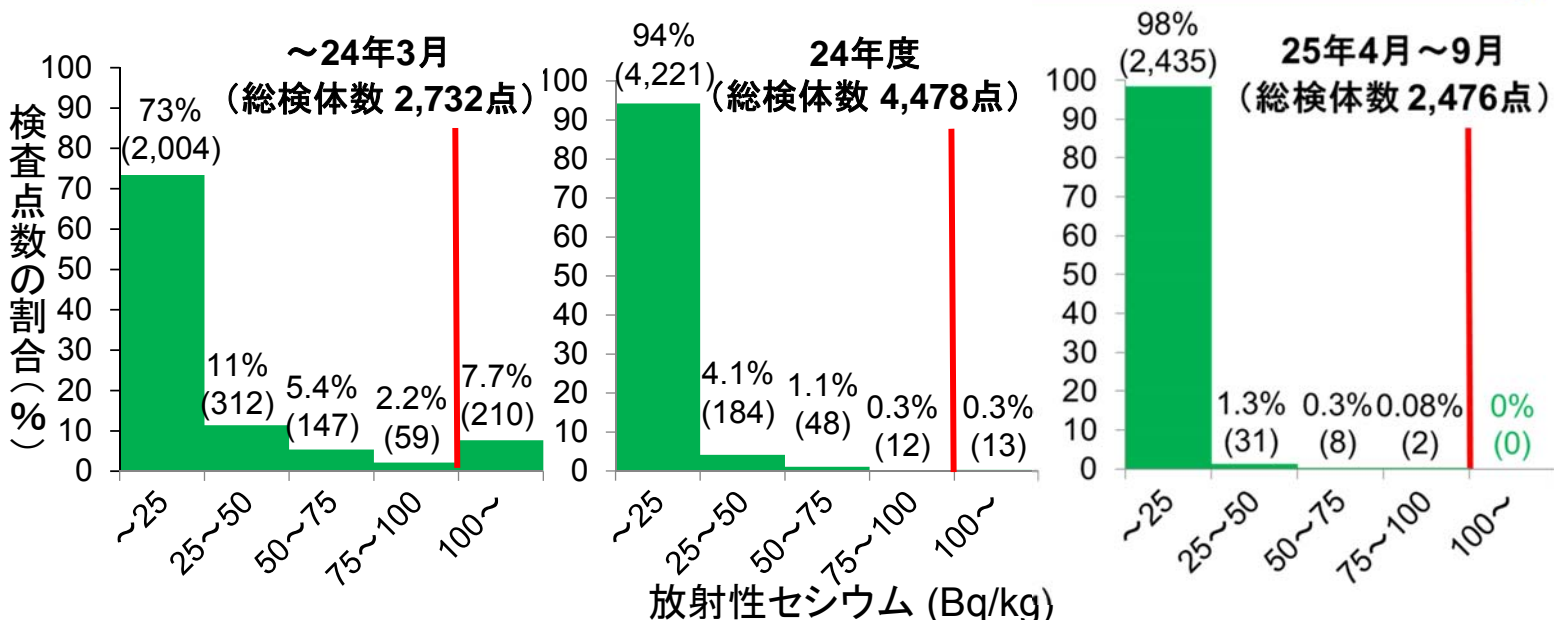
- 24年度以降は、100 Bq/kg超はごくわずか。



(注)・平成25年9月30日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。  
・検出下限値以下は25 Bq/kg以下として集計。

# 果実の検査結果の推移(～平成25年9月)

- 23年度は、事故直後に樹体に降下・付着した放射性セシウムの影響から、100 Bq/kg超が1割弱みられた。
- 24年度以降は、100 Bq/kg超の割合はごくわずか。



(注)・平成25年9月30日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。  
・検出下限値以下は25 Bq/kg以下として集計。

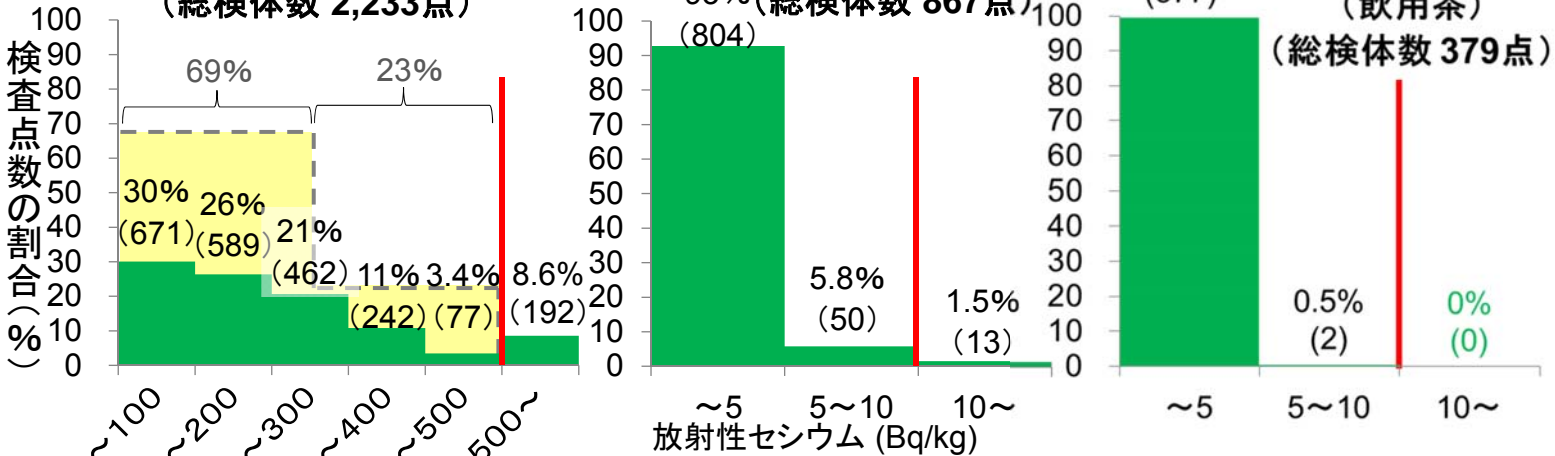
## 茶の検査結果の推移(～平成25年9月)

- 23年度は、事故直後に葉や枝に降下・付着した放射性物質の影響から、暫定規制値超過が1割弱みられた。
- 24年度以降は、基準値超過の割合は減少し、25年度は基準値超過無し(9月30日現在)。

～24年3月(生茶葉・荒茶・製茶)  
(総検体数 2,233点)

24年度(飲用茶)

25年4月～9月  
(飲用茶)  
(総検体数 379点)



(注)・平成25年9月30日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。

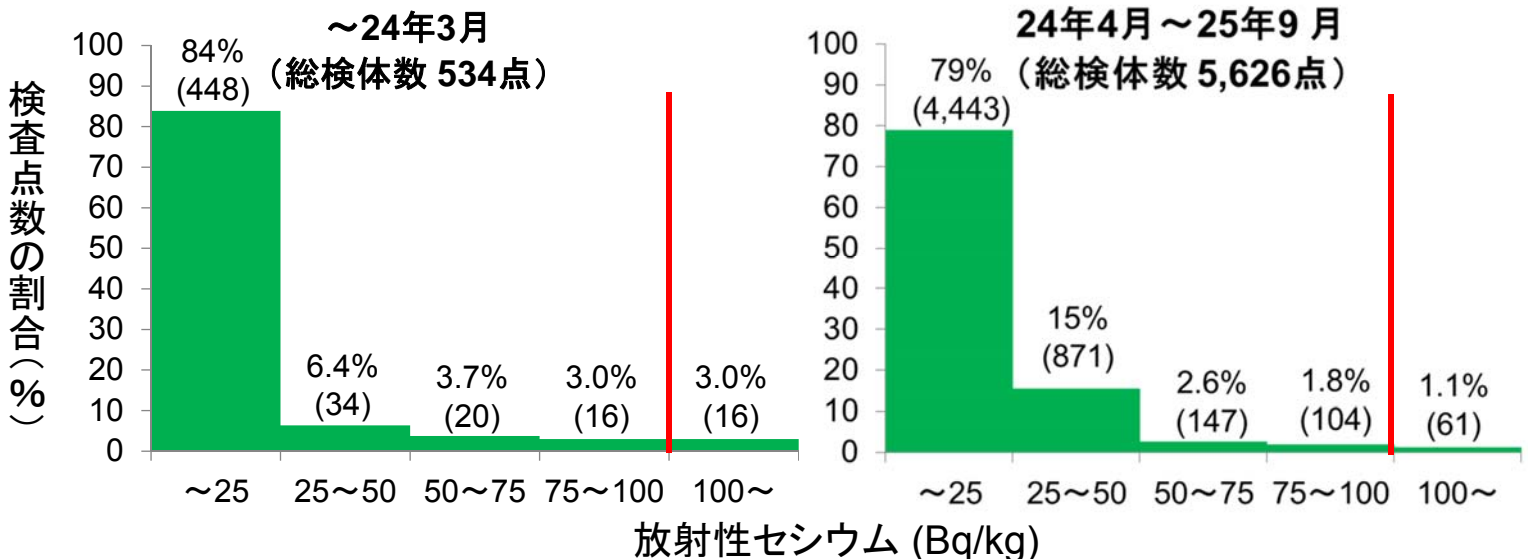
・茶の基準値は平成24年度以降は飲用に供する状態で10 Bq/kg、平成23年度は生茶葉・荒茶・製茶の状態で500 Bq/kg(飲用に供する状態での放射性セシウム濃度は、荒茶の概ね50分の1)。

・検出下限値以下は、24年3月までのものは100 Bq/kg以下、24年4月以降のものは5 Bq/kg以下として集計。

19

## 大豆の検査結果の推移(～平成25年9月)

- 23年度は、根からの吸収によってわずかながら100 Bq/kgを超過。
- 24年度以降も100 Bq/kg超過がみられるものの、その割合が低下。



(注)・平成25年9月30日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。

・検出下限値以下は25 Bq/kg以下として集計。

・25年度に検査された大豆は9月30日現在、全て24年産。

20